

現場分別マニュアル

(Ver.1.2)

目次

1. 本マニュアルの活用について (更新)	1
2. 現場分別することの意義 (更新)	3
3. 現場分別のポイント	5
4. 現場分別の実施について	7
5. 廃プラスチック類の細分別に際しての留意事項 (追加)	16
6. 現場分別を実施する上での留意事項 (追加)	22
別紙：建設副産物現場分別品目区分表(案)	28

令和 6 年 2 月

中部地方建設副産物対策連絡協議会

1. 本マニュアルの活用について（更新）

本マニュアルは、施工業者さんが官公庁工事・民間工事において、現場分別を実施する際に参考としていただくよう作成しました。各現場にてご活用いただき、建設混合廃棄物の排出量削減等に生かしていただけると幸いです。建設資材廃棄物の現場分別は、法律に従って行う分別と、施工業者さん自らが自主努力において行う分別があります。

法律に従って行う分別※

「建設リサイクル法」で定められている特定建設資材廃棄物のコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材は、対象建設工事の場合、どのような時でもしっかりと分別しなければなりません。

「建設リサイクル法」第2条第3項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されているため、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。

※分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、1)建築物の解体工事では床面積 80m² 以上、2)建築物の新築又は増築の工事では床面積 500m² 以上、3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上、4)建築物以外の工作物の解体工事又は新設工事等では請負代金が 500 万円以上と定められています。

自らが自主努力において行う分別

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材以外の建設廃棄物は、「建設リサイクル法」では分別や再資源化が義務付けられていませんが、これら特定建設資材廃棄物以外の廃棄物であっても分別することによって、以下に示す、社会的なニーズや地元・地域の環境保全対策に有効となります。

- コスト縮減
- 建設混合廃棄物の排出量削減
- 資源循環型社会への貢献（リサイクルの推進） 等

本マニュアルは、上記の何れにも対応することを前提とし、「土木工事」、「新築工事」、「解体工事」の各現場において適切な現場分別を行うために活用いただくことを目的に平成30年2月にVer. 1.1として公表しましたが、令和2年9月に策定された、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」に示された新規施策である「廃プラスチックの分別・リサイクルの促進」を踏まえ加筆・更新し、Ver. 1.2として再公表するものです。

下図の☑表示は、本マニュアルを活用する場面の例を示します。

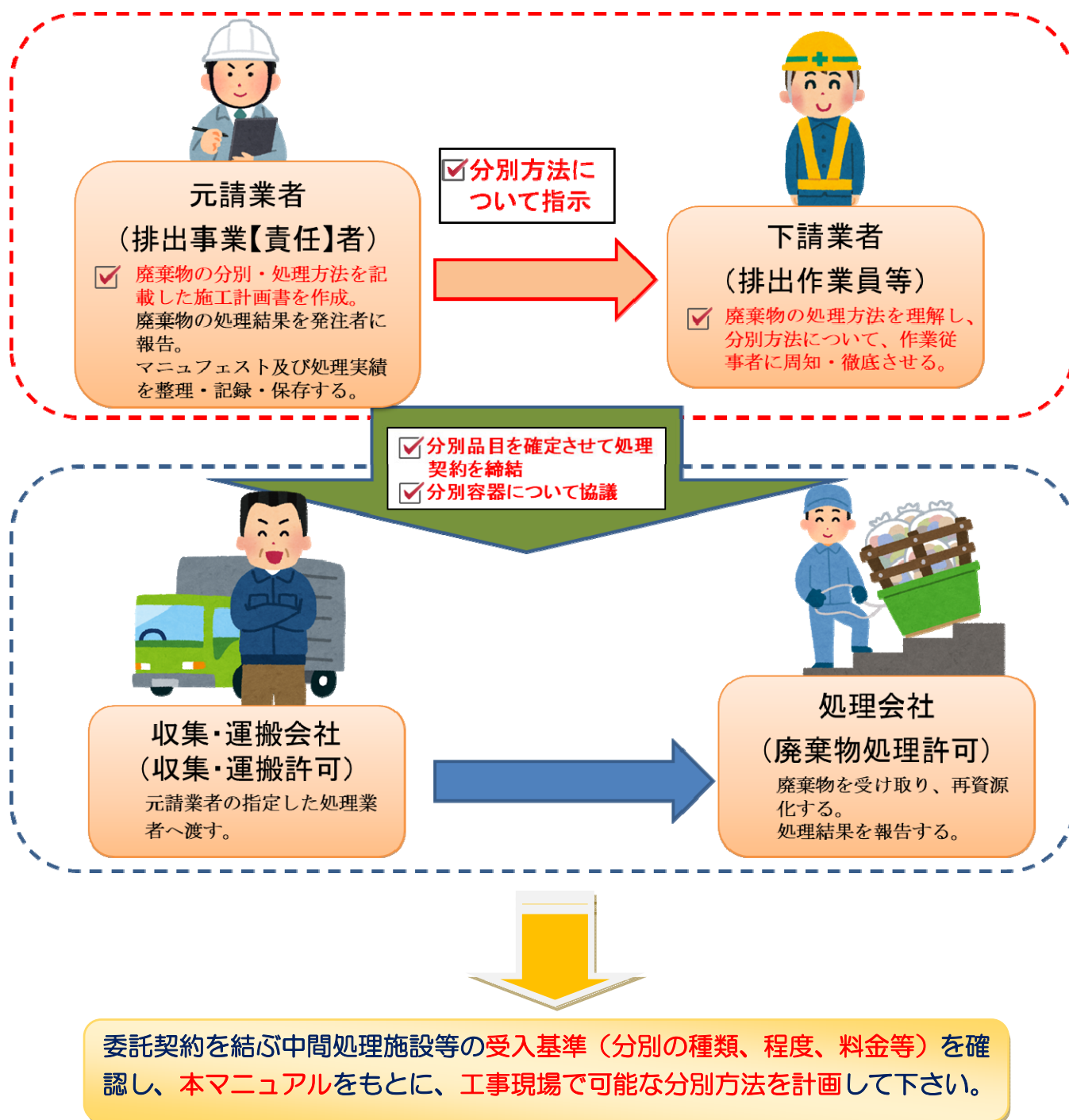


図 1 分別マニュアルを活用する場面の例

2. 現場分別することの意義（更新）

【建設混合廃棄物の現場における分別の徹底が不可欠です】

建設混合廃棄物には多種多様な品目が含まれ、その性質上、そのままでは再資源化が困難であり、そのため、最終処分場の残余容量を圧迫しています。

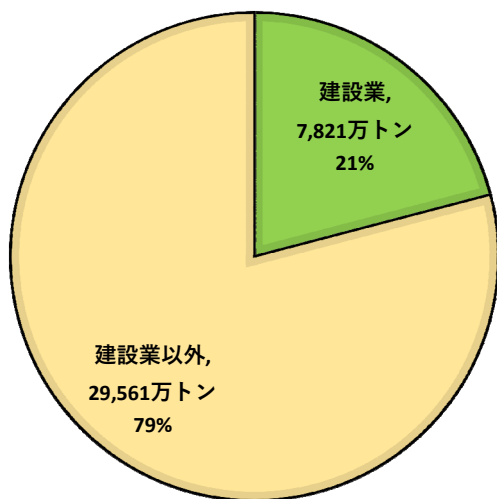


図2 産業廃棄物の業種別排出量（全国値）

参考：産業廃棄物排出・処理状況調査（環境省：令和2年度実績）

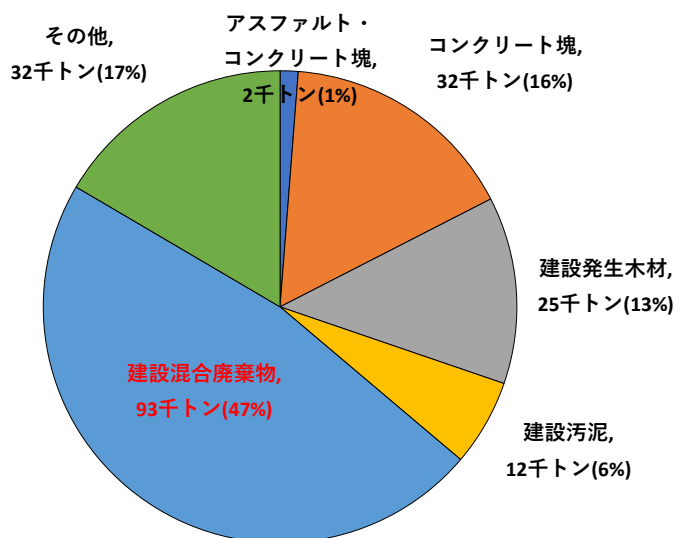
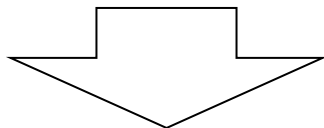


図3 最終処分量に占める建設混合廃棄物の処分量（中部）

参考：建設副産物実態調査（国土交通省調査：平成30年度実績）



【現場分別の徹底による、建設混合廃棄物の最終処分量の削減が重要です】

最終処分場の残余容量が逼迫している現在、建設廃棄物の最終処分量の削減は緊急の課題です。

建設混合廃棄物は、そのままでは再資源化が困難なため、最終処分量を削減するためには、現場分別を徹底することによって、排出量を削減することが重要です。

下図にあるように、建設混合廃棄物の中で真に再利用できないのは、建設混合廃棄物全体の14%と想定されます。

従って、残りの86%相当分は分別することで再資源化が可能になり、最終処分量を最小化することができます。

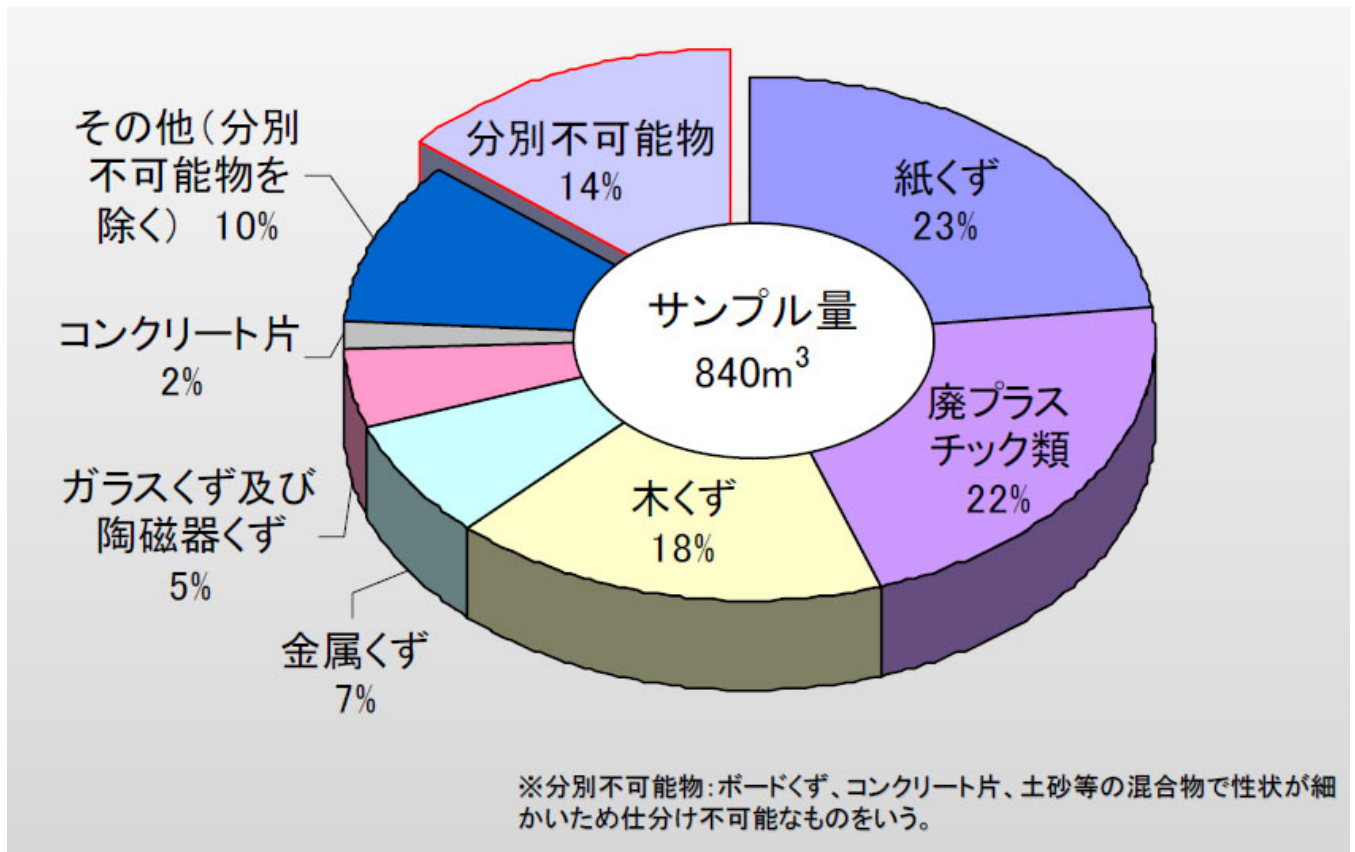


図4 建設混合廃棄物排出量の品目構成（サンプル調査結果）

参考：建設リサイクルに関する今後の動向 平成17年10月12日（国土交通省 総合政策局）

下記の品目が、建設混合廃棄物として搬出される場合があります。それぞれ適切に分別することで建設混合廃棄物の排出量は削減され、リサイクルも適切に行われます。

これらが混入することで建設混合廃棄物として扱われることが多い品目例

- | | |
|---------|-------|
| ・石綿含有建材 | ・電線くず |
| ・廃石膏ボード | ・木くず |
| ・廃プラ | ・金属くず |
| ・段ボール | ・紙くず |

3. 現場分別のポイント

【石膏ボードの分別を優先させます】

石膏ボードについては再資源化されるもの以外は、管理型処分場で処分しなければならず、ALC（軽量気泡コンクリート）をコンクリートがらとして再資源化を想定しても、石膏ボードが混入した場合はすべて管理型処分場での直接最終処分となるので注意が必要です。

※平成 11（1999）年 6 月 17 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃石膏ボードは従来の安定型産業廃棄物から管理型産業廃棄物の扱いとなりました。



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

【受入施設の条件に見合った分別品目を確認します】

工事現場から発生する廃棄物は各種ありますが、処分基準がそれぞれ異なるため、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要です。具体的には、以下にあげた区分にそって分別する必要があります。

1. 再生利用できる品目

①木くず（特定建設資材廃棄物）／②コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／③アスファルト・コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／④ダンボール／⑤その他古紙／⑦金属くず／⑦石膏ボード、ロックウール吸音版、ALC 等

2. 安定型処分場での処分が可能な品目

安定5 品目：①がれき類／②廃プラスチック類／③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず／④金属くず／⑤ゴムくず

3. 管理型処分場での処分が必要な品目

木くず／紙くず／繊維くずなど

4. 一般廃棄物

生ゴミ／新聞・雑誌／図面・書類など・・・産業廃棄物と混合させないようにします。

4. 現場分別の実施について

(1) 現場分別の実施手順

1) 現場分別の流れ

建設混合廃棄物の発生の減量を図るためには、当該工事の廃棄物の発生状況、現場の状況、周辺の施設状況等に応じた、適切な分別を実施し、再資源化等施設へ搬出することが有効です。

以下に現場分別の流れと各項目の作業内容を示します。



図5 現場分別実施の流れ

上記の①～⑥に関する手順毎の実施内容を8～9頁に示します。なお、①～②は、当該工事の元請業者が単独で行い、③～④は運搬・処理（再資源化等）を委託する業者と協議して行う内容となります。

2) 現場分別の実施内容

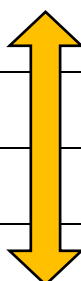
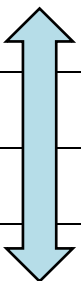
① 廃棄物の発生状況（種類や量）の把握

工事の内容から、発生する廃棄物（搬入した資材・梱包材が廃棄物となるもの等）の種類やそれぞれの量について把握します。

② 現場の廃棄物処理条件の把握

工期、廃棄物置き場の面積、周辺道路の幅員、さらには、周辺に立地している再資源化等施設の受入品目、処理単価等を考慮し、別紙“建設副産物現場分別品目区分表(案)”から分別のステージを設定します。

表 1. 現場の状況に応じたステージの考え方

ステージ	現場環境例	分別の条件
ステージ0	廃棄物置き場狭 工期短	分別スペースに全く余裕がないため、建設リサイクル法などの 法令で分別が求められている必要最低限の分別
ステージ1	 	ステージ0に、分別しなければ 他の建設副産物の再資源化を阻害する品目 を追加
ステージ2		ステージ1に、 広域認定制度で再資源化できる品目 を追加
ステージ3		ステージ2に、 マテリアルリサイクルルート、サーマルリサイクルが可能な品目 を追加
ステージ4		ステージ3に、 汚れや色の有無により分別可能な品目 を追加
ステージ5	広 長	ステージ4に、 可能な限り分別すべき品目 を追加

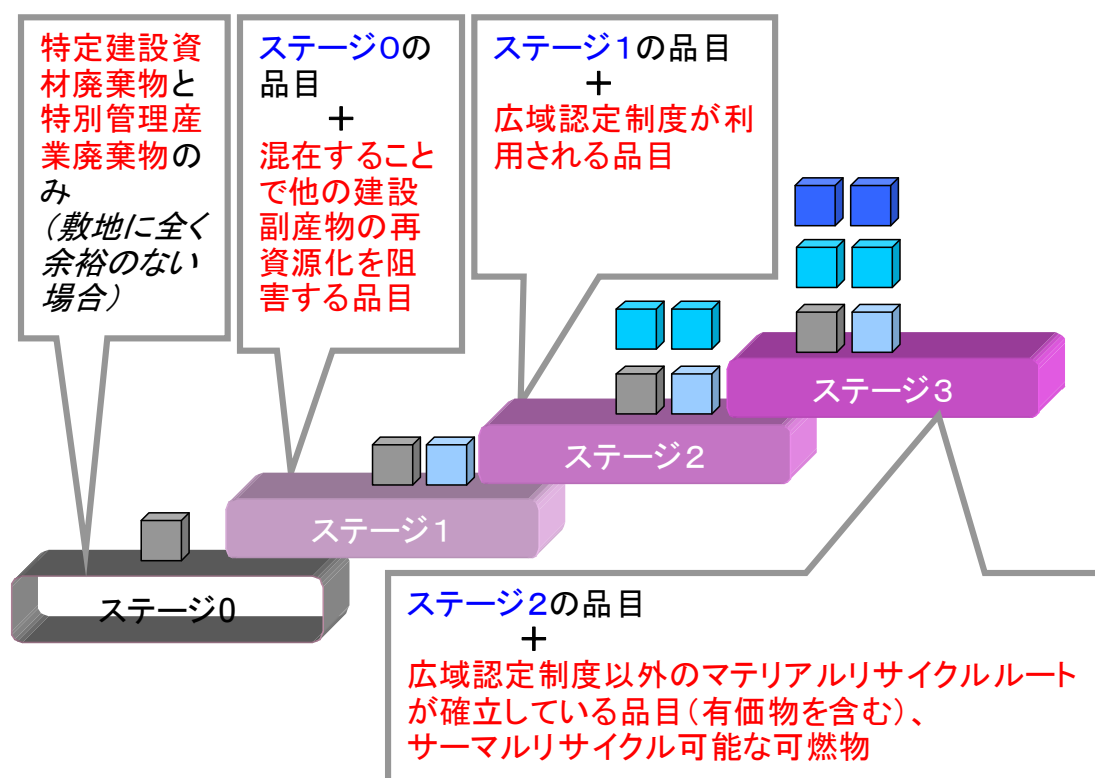


図 6 現場の状況に応じた分別品目例

③ 現場分別品目の設定

現場分別品目を設定する際は、分別する品目の具体的な内容（廃棄物回収容器に混在してよいもの、いけないもの）について、収集運搬業者や再資源化施設等業者（中間処理施設業者、再資源化施設業者、製品化施設業者）と打合せをすることが有効です。

表 2. 現場条件に基づき設定した各ステージの分別品目例

ステージ	分別品目例
ステージ 0	コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト塊、アスベスト、P C B 等
ステージ 1	ステージ 0 + 廃石膏ボードなど
ステージ 2	ステージ 1 + グラスウール材、ロックウール材、パーティクルボードなど
ステージ 3	ステージ 2 + 廃プラスチック類（一部）・継手、紙くず、金属くずなど
ステージ 4	ステージ 3 + 廃プラスチック類（全般）、木くずなど汚れの有無により分別
ステージ 5	ステージ 4 + 廃プラスチック（硬質、軟質）、コンクリート塊の大きさや異物付着などにより分別

④ 現場分別の実施方法の決定

検討した内容（③で設定した品目や関係者との協議結果等）をもとに、廃棄物回収容器、設置場所、分別の徹底方法、廃棄物の回収頻度、回収依頼方法、現場作業員への周知・教育方法等を決定します（※現場における分別容器の設置は頁 10～14 に示しました。）。

⑤ 施工計画への反映

決定した建設副産物の分別方法を踏まえ、リサイクルを含めた施工計画（記載項目は下記の通り）を作成します。（項目は例示です具体的には工事ごとに判断ください）

- ・ 工事概要等
- ・ 建設副産物の種類・リサイクルの方法等
- ・ 建設副産物の運搬・処理業者
- ・ 現場での分別
- ・ 解体工事計画
- ・ 工事記録写真撮影計画
- ・ 上記 6 項目に関する現場作業員への指導・教育計画

⑥ 現場分別の実施

工事期間中は、計画通りに建設副産物の分別が実施しているかを確認し、計画通りにできない場合は、計画の見直しにより状況に応じた現場分別を実施します。

（２）現場における分別容器等の設置方法（例）

現場での分別を行うため、各品目に応じた分別容器を設置します。設置した分別容器には、分別シールや写真などを用いて分別する品目名をわかりやすく表示することが有効です。



図７ 分別容器の設置イメージ



図８ 分別容器への品目の表示イメージ



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

図９ 分別ヤード

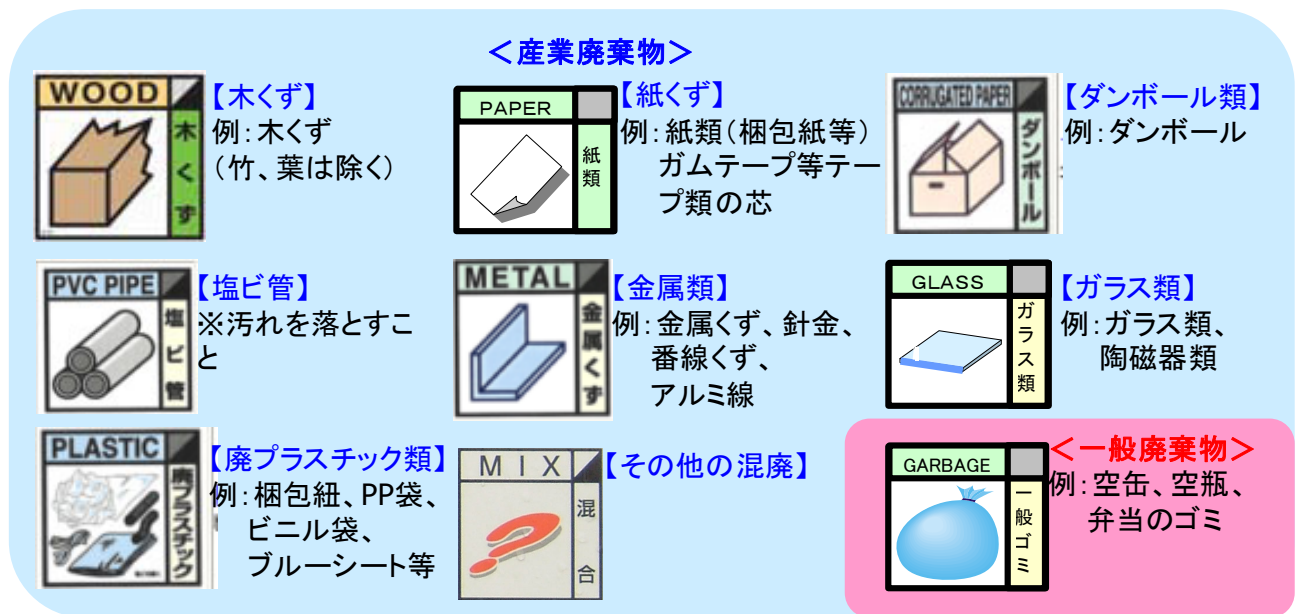


図10 分別シールの例

なお、「一般廃棄物」とは、建設工事によって発生する『産業廃棄物』以外の廃棄物を指し、食事の際のゴミ、飲料品の空き缶、空き瓶等のことです。

食事のゴミ、飲料品の空き缶、空き瓶等の一般廃棄物は、建設廃棄物と区分するため、別途ゴミ箱を設置し、一般廃棄物として、処分が必要です。

一般廃棄物の容器の設置が困難な場合は、各自ゴミを持ち帰り、建設廃棄物として廃棄しないよう徹底します。

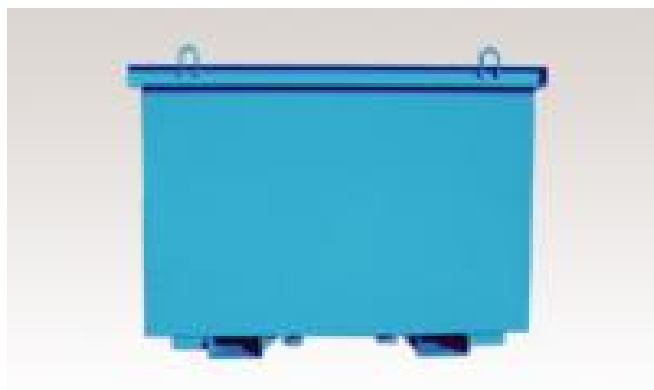


参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

図11 表示看板に処理費を掲示し、コスト面から分別意識を向上させた例

分別容器は、廃棄物のストックヤードの広さや廃棄物の発生状況を踏まえ、より現場の実態にあった容器を選択します。なお、小型（ 2.0 m^3 以下）の場合は、設資材として購入するケースが多く、大型（ 3.5 m^3 以上）の場合は、産廃処理業者の貸出（レンタル）があります。

■小型コンテナ（建設資材として購入する場合の一例）



- ・ 1.6m³ 回転フォーク対応コンテナ
- 内寸サイズ：L1,835×W914×H930mm
板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm
重量：約 240kg



- ・ 2.0m³ 強化骨入りコンテナ
- 内寸サイズ：L1,530×W1,220×H1,080mm
板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm
重量：約 290kg
吊り金具：4 カ所
回転フォーク対応足：2 方向さし



- ・ 2.2m³ エキスパンドコンテナ
- 内寸サイズ：
L1,830×W1,000×H1,200mm
板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm
※エキスパンド（網）重量：約 260kg

出展 建設土木資材.com

図 1 2 【小型コンテナ (2m³)】

■小型底開き式コンテナ（建設資材として購入する場合の一例）



・2.0m³ 底開き式コンテナ

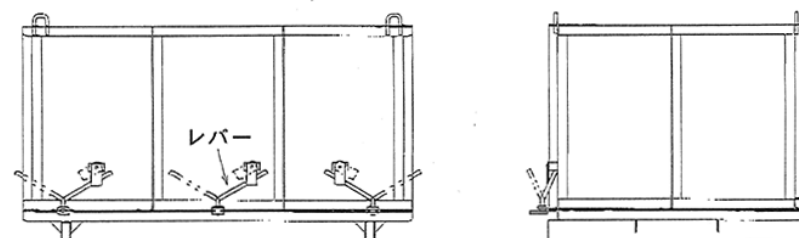
内寸サイズ：L1,830×W1,180×H920

板厚：底板 3.2mm、側板 2.3mm

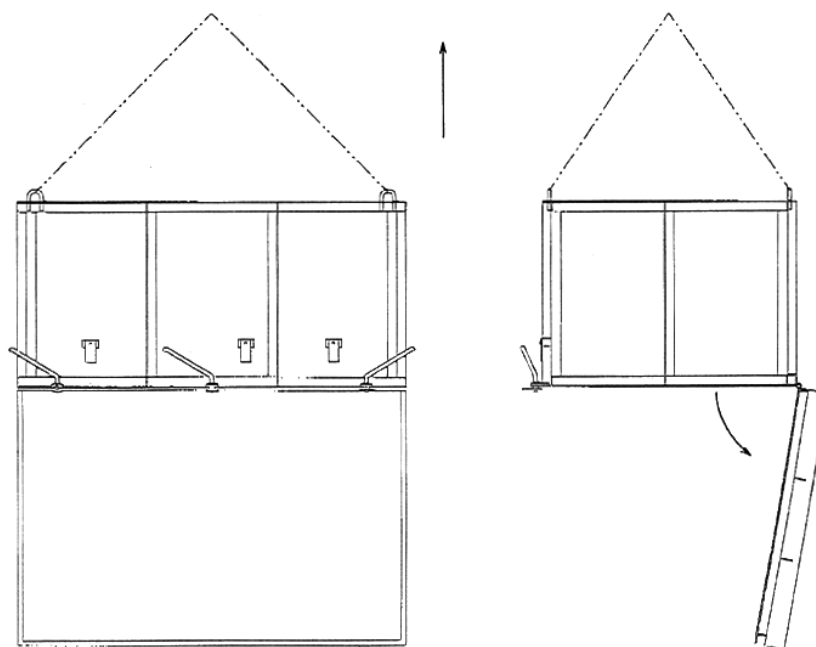
重量：約 315kg

①BOXを排出する場所まで移動し、レバーを解除する。

※BOX本体を吊り上げた状態でレバー解除しないでください。（たいへん危険です）



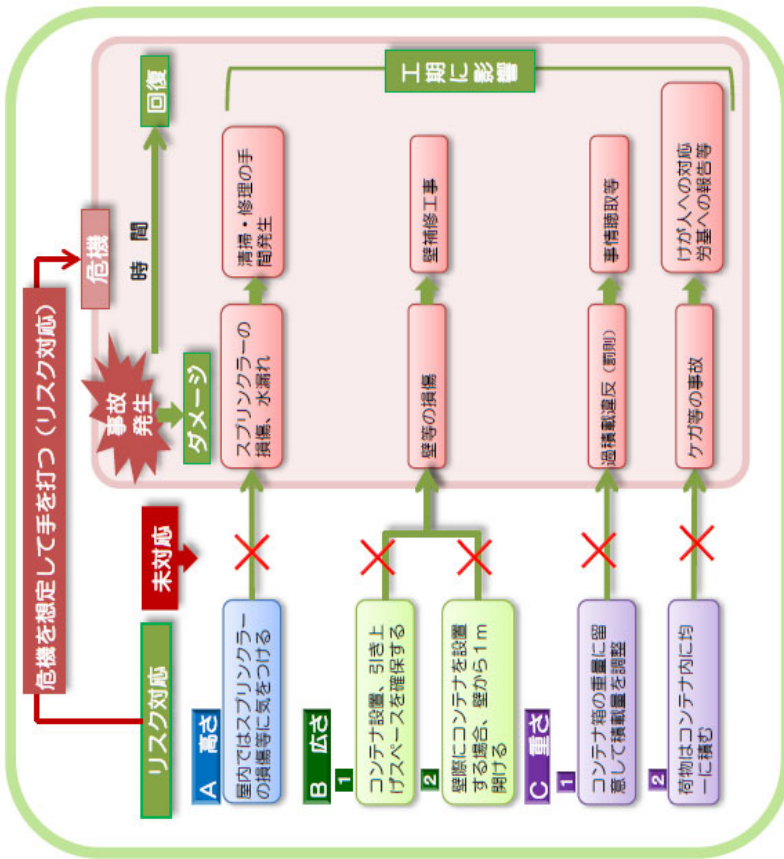
②レバー解除後、本体を吊り上げて内容物を排出する。



出展 建設土木資材.com

図 1 3 【底開き式コンテナ (2m³)】

コンテナ車の安全作業のポイント



現場内事故ゼロを目指し、ご協力をお願い致します。



2016.1

コンテナ車の安全作業のために

《現場の方へのお願い》

コンテナ車は、これまで建設廃棄物の収集運搬車両として幅広く利用されてきましたが、コンテナ車特有の物理的特性への不理解が原因で、思わぬ事故を招いてしまうことも少なくありませんでした。

事故を招くと、その復旧に時間やお金がかかるばかりか、工期そのものにも影響を及ぼすことが考えられます。そのような危機を未然に回避するためには、この物理的特性に由来するリスクを踏まえた対応を取る必要があります。

このパンフは、これまでの事例を踏まえ、現場内のコンテナ作業に伴うリスク対応策を「A 高さ」「B 広さ」「C 重さ」の視点から図解したものです。

是非、ご一読頂き、現場ご担当者様とのよりよいコミュニケーションを通じてリスク対応を行い、重大災害（ダメージ）の防止に努めて参りたいと思います。

※ リスク (risk)：ある行動（あるいは行動しないこと）によって、危険に遭う可能性や損害をこうむる可能性のこと（Wikipedia 参考）

万ーの場合に
備えましょう！



建設廃棄物協同組合

- リスク回避の為に留意すべき

A 萬丸



- コンテナ車の積頂点は「空荷コンテナ引き上げ時の積頂点（4 t : 3.5m (2 t : 2.7m)）＋荷物の厚み」で考えます。

B 広さ 1



- 2 直ぐになる力が働く

◎ 重点

- C 重さ**
- 虎標物の積込重量は、コンテナはこの重量（4t：1t、2t：0.6t）をマイナスして考えます。

1 九 〇

- コンテナ箱の重量に留意し、過積載に注意！

【積み込み時の注意点】

コンテナ船の重量を考慮して、積載物の量を積載重量の目安をこえないようにして下さい。



【想定リスク】

コンテナ引き上げ時に車両フロントが浮き上がる等の危険があるのみか、過積載で道交法違反に問われる。

品目	混濁	がれき	石膏ボード
比重(t/m ³)	0.3	1.6	0.5
辺容量	4 t/c	8	1.8
2 t/c	4	0.8	2.8
(m ³ /箱)			

C 重さ

- 62

【積み込み時の注意点】

壁面設置のコンテナの場合、積み込み側に片寄って廃棄物が集積されがちになる。廃棄物の集積の際は、コンテナ全体に行き渡り、無駄な空間を作らないようにして下さい。



【想定リスク】

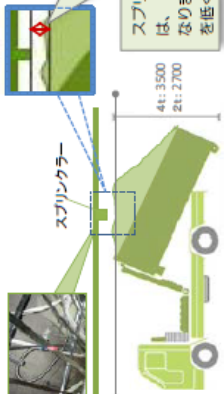
コンテナ引き上げ時に、コンテナが重い側に傾き、コンテナ脱落もしくは車両横転する危険があります。



A 高さ

【スプリングラ-設置現場での留意点】

コンテナ引き上げ時にスプリングラーと接触しないよう、
樹木の詰め過ぎにはご注意ください。



【想定リスク】

コンテナ引き上げ時に、コンテナ積み荷の震頂点が、スプリングローにあたり、衝撃でスプリングローから消火源（水）が噴出して、辺り一面が水浸しになってしまいます。結果、清掃やスプリングローの修理等にお金と時間がかかり、閉工期間にも悪影響を及ぼします。

スプリングラダー等で天井が低い場合、コンテナ車の最頂点

は、「空荷コンテナ引き上げ時の最頂点＋荷物の厚み」となります。事故を防ぐために、積み荷をならして荷の高さを低くする必要があります。

B 広さ 1 コンテナ設置、引き上げのスペースを確保する

【コンテナ設置・引き上げに必要なスペース】

4 t コンテナ設置や引き上げ時には、長さ1.3 m (2 t : 9 m) の作業スペースの確保が必要です。「引き上げ」は、コンテナ前に資材等が置かれて狭くなる場合をいう)

【想定リスク】

スペースが狭いために、設置・引き上げに時間が掛かったり、無理な作業によって建物等との接触の危険が生じます。これが現場工期にも悪影響を及ぼします。



2 B 広さ

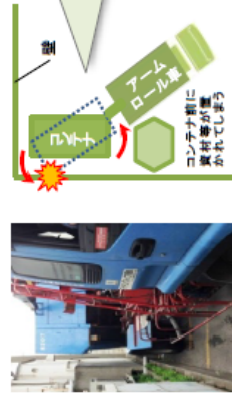
- ## 2 壁際にコンテナを設置する場合、壁の損傷に注意！

【壁際にコンテナ設置の場合の留意点】

- ① 壁際に設置する場合は、壁から1 m離してコンテナを設置して下さい。
- ② コンテナの前（フック側）に資材などのものを置かないで下さい。

【想定リスク】

コンテナの角が壁にぶつかり、壁に損傷が生じ、補修にお金と時間がかかり、現場工期に悪影響を及ぼします。



- 1) 図の通り、コンテナを引き出す際、アームローラー車に対してコンテナが横一直線になろうとすることが働いて、コンテナ後方の角が進行方向の反対側に就いて、壁にあたってしまふ。
- 2) アームのフックがコンテナにかかりにくく、フックのかりが浅いため、引き上げ時にコンテナを転倒させる危険がある。

5. 廃プラスチック類の細分別に際しての留意事項（追加）

5. 1 新築工事

（1）実施前の手順（建設系廃プラスチック等の廃棄物分別計画策定）

新築工事においては、発生する廃プラスチックを分別しながら施工を進める必要があります。

1）廃プラスチック等のリサイクルに資する中間処理業者の選定

地域における中間処理業者の立地や対応にもよりますが、廃プラスチックを混合廃棄物と区分して分別収集し、廃プラスチックのリサイクルに取り組む中間処理業者を選定することが望ましいです。

2）分別及び搬出計画の策定

選定した中間処理業者と協議して、廃プラスチックの分別品目及び使用する分別容器の検討並びに搬出計画の策定を行います。

職長会※との協議のもとに、分別容器の設置場所、作業員への分別教育及び搬出手順等を具体的に定めている場合が多いです。

※ 職長会：職長とは労働安全衛生法に基づく職長教育を受けた下請業者の職員で、作業員を直接指揮する者であり、作業所における職種ごとの職長の集まりである職長会で協議された内容は、作業員への安全教育、現場分別活動、現場周囲の清掃活動などに活用されています。

3）広域認定制度の活用

再生利用の促進のため、新築工事に伴って生じた建材の端材を、環境大臣の認定を受けた製造メーカーが回収する制度です。製造メーカーが回収する場合、元の製品の原材料に使用できるといった理由からリサイクルに繋がりがやすく、建設現場で発生した廃プラスチックの処理を委託する際の選択肢の一つとして考えられます。

認定を受けている主なプラスチック建材と製造メーカーは(一社)日本建設業連合会のホームページ（以下のURL）に取りまとめられています（令和4年3月時点）。

<https://www.nikkenren.com/kankyou/recycle/3-3.html>

一般的には、建設業者の本社（本店）と認定を受けたメーカーとで基本契約を締結し、現場ごとに覚書等を取り交わすことにより実施されています。

（２）実施時の手順（分別容器の設置方法等）

１）分別容器の設置

あらかじめ検討した場所に分別容器を設置します。一般的に資材置場等に分別容器を設置している場合が多く、分別容器にはシールや写真等を用いて分別品目を明示することが望ましいです。なお、分別容器を提供する処理業者が、分別時における注意事項を記載した掲示物等を提供している場合があります。

また、分別ヤードには廃棄物処理法における保管基準で定められているとおり、産業廃棄物の種類、管理者の連絡先等を記載した産業廃棄物保管場所表示板を設置しなければなりません。

２）分別の実施

職長会の指導の下に分別作業を実施している場合が多いです。また、優良な処理業者においては、職長会および作業員に対して具体的な分別教育を実施している場合があるため、活用することが望ましいです。

３）実施後の手順（保管、積載、搬出）

屋外で保管する場合は、廃棄物処理法における保管基準に従って、廃棄物が飛散しないような措置を講じなければならず、必要に応じてシートで覆う等の措置を実施しなければなりません。

また、場外への搬出を収集運搬業者に委託する場合は、労働安全衛生法に従って、車両への積み込みを安全に実施しなければなりません。

さらに、場外への搬出を収集運搬業者に委託しないで廃棄物の排出事業者自らが運搬する場合は、廃棄物処理法における運搬基準に定められているとおり、車両の両側面に産業廃棄物の運搬車両である旨を表示し、法定事項を記載した書面を携行しなければなりません。

５．２ 解体工事

（１）実施前の手順（建設系廃プラスチック等の廃棄物分別計画策定）

解体工事においては、発生する廃プラスチックを分別しながら、施工を進める必要があります（分別解体等の実施）。

１）事前調査

有害物等含有建材の使用の有無を確認します。

床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査を実施し、その結果を労働基準監督署、都道府県・大気汚染防止法政令市に届出なければなりません（石綿障害予防規則、大気汚染防止法）。

また、断熱材として用いられたプラスチック建材については、製造時期を把握し、フロン含有の有無、残留有機汚染物質の含有の有無を把握することが望ましいです（フロン排出抑制法、化審法）。

2) 廃プラスチック等のリサイクルに資する中間処理業者の選定

地域における中間処理業者の立地や対応にもよりますが、廃プラスチックを混合廃棄物と区分して分別収集し、廃プラスチックのリサイクルに取り組む中間処理業者を選定することが望ましいです。

3) 分別及び搬出計画の作成

解体工事で発生する廃棄物の種類ごとの搬出又は委託先に応じて分別・搬出計画を策定します。

(2) 実施時の手順（分別容器の設置方法等）

1) 分別・除去作業の実施

建物に貼付けられたもの、吹付けられたプラスチック建材については、搬出後の処理施設における選別、リサイクルが容易となるようにケレン棒などを使用してなるべく大きな塊で剥離し、できるかぎり細かく粉砕しないように分別・除去することが望ましいです。また、ボード製品についても、なるべく破碎しないでそのままの形状で外すことが望ましいです。

2) 分別容器の設置

解体工事で発生する廃棄物の種類、工事現場の敷地等の条件を踏まえて、解体工事の担当者は処理業者との協議のもとに、分別容器の設置可否、容器の種類、設置場所等を検討します。

分別容器には、シール及び写真等を用いて分別品目を明示することが望ましいです。なお、分別容器を提供する処理業者が、分別時における注意事項を記載した掲示物等を提供している場合があります。また、分別ヤードには廃棄物処理法における保管基準で定められているとおり、産業廃棄物の種類、管理者の連絡先等を記載した産業廃棄物保管場所表示板を設置しなければなりません。

(3) 実施後の手順（保管、積載、搬出）

処理業者の受け入れ条件に応じて分別し、解体箇所による廃棄物の種類、排出量及び形状等の排出状況に応じて、工事現場で保管せず運搬車両へ直積みで搬出する場合、分別容器に保管した状態で運搬車両に積み込んで搬出する場合、分別容器を用いずに保管した後に運搬車両に積み込んで搬出場合があります。

状況に応じて積込方法を選定することで効率的な搬出が実施可能となります。



図 1 4 建設業界における廃プラスチックの状況

【参考】建設現場における廃プラスチック関連の分別基準（案）

廃プラスチックの対応については、国連の持続可能な開発目標（SDGs）でも求められています。そこで、世界的課題へ対応するための「プラスチック資源循環戦略」について、建設業界も積極的な対応が求められています。

建設現場では多様な廃プラスチック類が排出され、これまで、現場分別に努めてきました。今後は、効率的かつ効果的（再資源化促進）な現場分別基準（どこまで細かく分別するか）は、廃棄物処理業者と連携の上、中間処理施設（選別施設）の受入基準等に基づき設定するのが望ましいと考えられます。

表3. 解体工事において設定された廃プラスチック類の現場分別品目例

名称（仮称）		具体的品目例	
全般 (下記に区分しない場合)		下記品目を含む廃プラ全般	
広域認定品		床材、押出ボード、発砲スチロール等 (汚れ、異物付着・混入しないこと、品目別、メーカー別に分別)	
有価物		汚れ、異物付着・混入しないこと、品目別、有価で取引されるPPバンド等	
汚れ有	塩ビ系	壁クロス、長尺シート等	
	非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スチロール等	
汚れ無	塩ビ系	壁クロス、長尺シート等	
	非塩ビ系	硬質	ビニールシート、空スチロール等
		軟質	ポリエチレン養生シート
		硬質軟質	壁クロス、長尺シート等
発砲ウレタン・スチロール		発砲スチロール、押出ボード等	

出典：首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築委員会



図15 建設現場で発生する廃プラスチック品目の具体例

表4. 廃プラスチック類の品目別再生用途の例

品目	再生用途
塩ビ管	塩ビ管
硬質プラスチック	ペレット
包装ビニール	包装ビニール
ブルーシート	ブルーシート
その他廃プラスチック	燃料、ペレット

出典：「建設リサイクル」2020冬号Vol.89
「廃プラ問題を解決するマテリアル分別をはじめとした
三位一体の新3Rによる資源循環システムの構築」
株式会社竹中工務店 北関東支店 凸版印刷株式会社深谷工場
実装(Phase6・7)工事作業所 作業所長 黒川 兼正



図16 建設現場における廃プラスチックの新規マテリアルリサイクル品目開拓の流れ



出典：第13回建設リサイクル推進施策検討小委員会 配付資料
資料4-3 廃プラスチック、廃塩ビ管・継手の現状等について

図17 マテリアルリサイクルに向けた廃プラスチック類の現場細分別例

廃プラの塩ビ系・非塩ビ系分別品目写真例（一部抜粋）

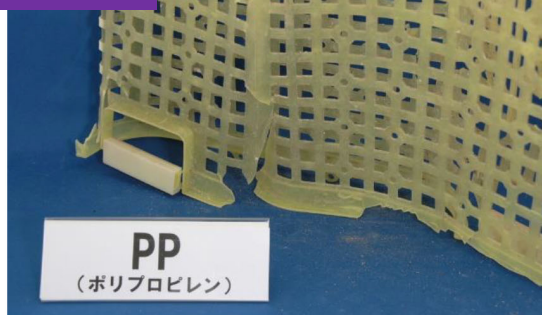
非塩ビ系



PP
(ポリプロピレン)

打継用プラスチック

非塩ビ系



PP
(ポリプロピレン)

ポリ籠

塩ビ系



PVC
(塩化ビニル)

塩ビパイプ

塩ビ系



PVC
(塩化ビニル)

可とう管/スパイラル管

塩ビ系



PVC
(塩化ビニル)

可とう管/スパイラル管

塩ビ系



PVC
(塩化ビニル)

電線管

塩ビ系



PVC
(塩化ビニル)

被覆電線管

塩ビ系



PVC
(塩化ビニル)

スパイラルホース

出典：「建設工事現場から排出される廃プラスチック類の組成調査報告書」一般社団法人日本建設業連合会

6. 現場分別を実施する上での留意・チェック事項（追記）

- 工種、現場の状況によって、保管場所の確保が難しい場合は、適宜、分別品目の種類、品目数を変えます。また、コンテナの設置が困難な場合は、コンテナの代わりに麻袋等を用いてもかまいません（ただし、風等によって飛ばされないような対策が必要です。また、品目表示を明確にし、品目を混合しないような注意が必要です。）。
- 排出にあたっては、収集運搬車両が過積載とならないよう、コンテナからあふれないようにする必要があります。
- 廃棄物の散乱防止等のため、分別コンテナにはシート、もしくはネットをかけることが有効です（雨水の浸入防止を図るため、シートの方がより可）。
- 現場で分別する品目を、分別容器に張り出すことによって、分別回収はしやすくなります。また、よく排出される品目、名称だけでは良くわからない品目等については、写真付きで張り出すと、より分別回収しやすくなります。



参考：東京都「住宅建設リサイクルマニュアル《解体工事編》」

図18 写真を用いた表示例

- 廃棄物が有価となる場合は、引き渡し方法等について発注者と協議します。
- 特に注意を要する事項についてはポスター等を掲示します。
(24頁～26頁参照)
- 廃プラスチック類の細分化については委託処理業者と協議し、現場作業員に巻末写真を活用した指示を行い、塩ビ系と非塩ビ系等、再資源化に必要な分別を行います。

- 細分別を行う上で必要な作業員の日頃の分別意識を高めます。
- 日毎の作業計画を踏まえ、作業開始時に、予め発生する解体物の分別品目を定めた上で、当日の作業員の分別品目を共有化します。
- 手作業・目視で分別する等の現場対応方法を明確化します。
- 契約した中間処理業者が提供している既存の啓発資料（工事現場で掲示）の活用を促進します。
- 分別収集し、受入単価縮減効果が得られる、廃プラスチックのリサイクルに取り組む中間処理業者を選定します。

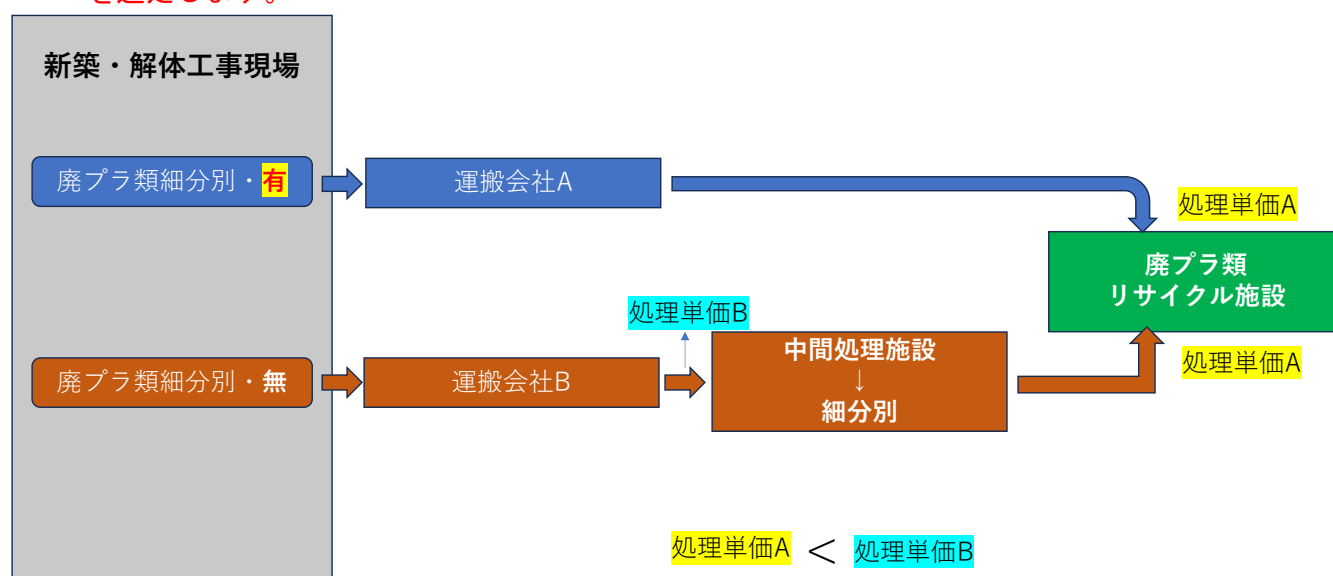


図 1 9 細分別の実施有無に基づく廃プラスチック類の処理・搬出の流れ（イメージ例）

- 中部管内における塩ビの受入可能施設は“リサイクルビジョン 塩ビ工業・環境協会、塩化ビニル環境対策協議機”の HP（以下の URL）より検索することができます。
https://www.vec.gr.jp/lib/pdf/recycle_vision.pdf

□ 特に注意を要する事項（石膏ボードや石綿）についてはポスター等を掲示します。

石膏ボード

混廃に入れないで!!

法改正

『紙を除外すれば安定型最終処分場への埋立が可能』(平成10年7月15日)

埋立による硫化水素の発生⇒規制強化

紙を除外しても安定型最終処分場への埋立が『全面禁止』(平成18年8月1日付)

分別せずに、混合廃棄物として搬出

石膏分が粉状になって全体に付着

管理型最終処分場へ...

処理コストUP!!

リサイクルできない石膏ボードも必ず分別してください

※石膏ボードの分別については裏面に記載しておりますのでご参考下さい。

分別のご協力よろしくお願い致します！

石膏ボード選別目安

A品

—未使用端材—

- ・異物・付着物が無い状態



B品

—使用済み端材—

- ・タッカー、ビスが付着
- ・接着剤が付着
- ・ビニールクロスが付着



クロス付着

C品

—岩綿吸音板付端材—

- ・岩綿吸音板が付着(アスベストを含まない)
- ・石膏ボード入パーティション



岩綿吸音板付着

D品

—管理型処分品—

- ・水濡れ、汚れのひどいもの
- ・クロス、岩綿吸音板以外の付着物(タイル、木、モルタル、金属等があるもの)
- ・ミンチ状に砕けた状態のもの
- ・異物が混入し、選別不可能なもの




タイル付きボード 木くず付きボード

注意!! 「石膏ボードと間違しやすいもの」





ALC 珪カル板 フレキシブルボード

※上記のものを混入しないように注意してください！

建設廃棄物協同組合 TEL:03-5159-8171

石綿含有建材は必ず現場分別を

がれき類や混廃に混ぜないで!!

分別のご協力をお願いします！

石綿含有建材（スレート板やカラーベスト等）は、中間処理施設では原則として破砕できません。



石綿は、スレート板・サイカル板・フレキシブルボード・押出成型モルタル板・管系サイディング・管継ぎ管・コンクリート等に含まれています。

② このマークがある物は石綿含有建材です。

適正処理の3原則

- 1. 事前調査**
 - ・解体工事を行う場合は、石綿含有建材の使用の有無について事前に調査を行ってください。
- 2. 分別解体・適正保管**
 - ・石綿含有建材がある場合は、飛散しないよう手ばらしで分別解体を行い、処分されるまでの間、他の廃棄物と区別して、適正に保管してください。
 - ・解体開始後に、石綿含有建材かどうか不明な物が発生した場合は、必要な調査を行ってください。
- 3. 適正な委託処理**
 - ・委託処理をする場合は、委託契約書、マニフェスト等に「石綿含有産業廃棄物」であることを明記してください。
 - ・収集運搬、処分をする場合は、他の廃棄物に混入しないようにしてください。

石綿含有建材の種類等については、裏面をご覧ください。

- 1. 石綿含有建材の種類と出荷量**

昭和46年～平成13年(30年間)の石綿含有建材出荷量は右図のとおりです。各種スレートが全体の4分の3以上を占めています。

(社) 日本石綿協会資料をもとに作成

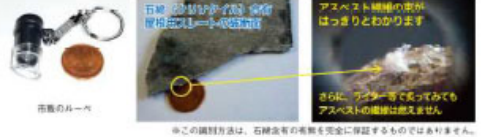

- 2. 分別解体・包装**


石綿含有建材の手ばらし、分別解体、包装等の動作をお願いします。
- 3. 簡単な識別方法** (埼玉県環境科学国際センター・川崎博士による方法)

15倍のルーペで覗いてみよう！ 繊維束に注目！

石綿の特徴は繊維が束になっていて、簡単に燃えません！

詳しくは当組合のホームページをご覧ください。(http://www.kenpaikyoo.or.jp/)



※この識別方法は、石綿含有の有無を完全に保証するものではありません。

建設廃棄物協同組合 TEL:03-5159-8171

参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

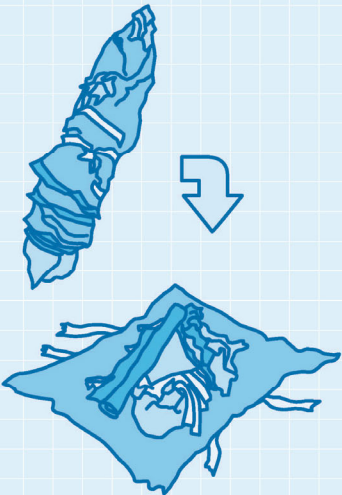
-24-

□ 廃プラの分別に関する注意喚起ポスター等を掲示します。

一般社団法人日本建設業連合会（日建連）は、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、日建連が参画する建設六団体副産物対策協議会と建設マニフェスト販売センターとの協働でポスター（下図）を作成・配布するなど、プラスチック問題への意識啓発を図っています。

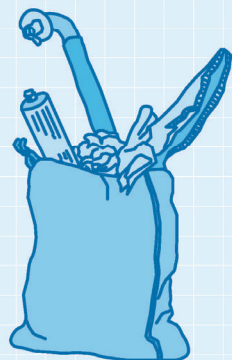
廃プラの捨て方、ちょっと待って！

廃プラスチックも正しく分別すれば製品や燃料に生まれかわります。



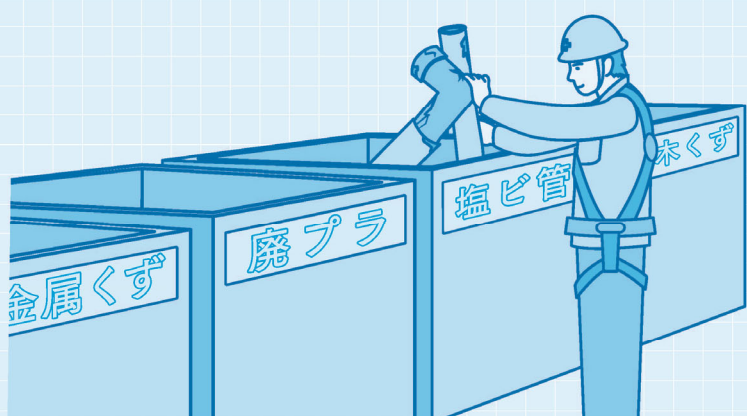
包まないでネ

ブルーシートやビニールなどで他の廃棄物を包んではいけません。



混ぜないでネ

他の廃棄物と混ざり汚れるとリサイクルできません。



分別してネ

現場のルールを守って正しく分別しましょう。

建設六団体副産物対策協議会 / (一社) 日本建設業連合会 (一社) 全国建設業協会 (一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本建設業経営協会 (一社) 住宅生産団体連合会 (一社) 全国中小建設業協会

建設マニフェスト販売センター



廃プラスチック
関連情報

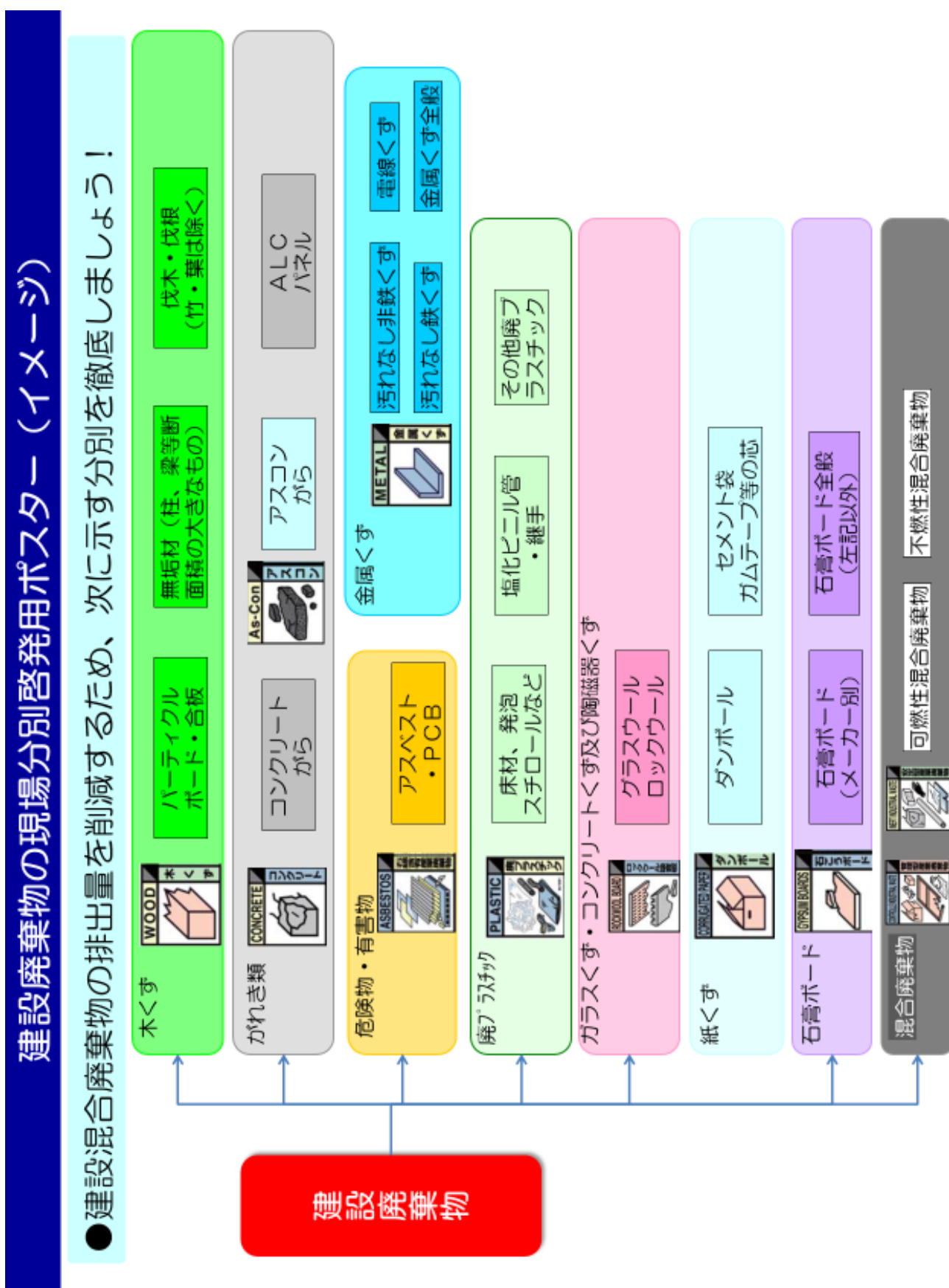
参考 図20 廃プラの分別に関する注意（例）

塩ビ系廃プラスチック類				
・PVC waste plastic		・Nhựa thải PVC		
・PVC 廃塑料		・plastik limbah pvc		
カラーコーン	ゴム手袋	内装材	ホース類	 単品分別推奨品 (投入禁止) ・壁紙(塩ビクロス)
シャバラホース	塩化ビニル破面	防音シート	防災シート	
塩ビ管(グレー以外)	波板	雨どい	ベランダ床	
単品分別推奨品 (投入可)	塩ビ管(グレーのみ)	タイルカーペット	ポリスチレンフォーム	
				 

非塩ビ系廃プラスチック類				
・Non-PVC waste plastic		・Nhựa thải không phải PVC		
・非PVC 廃塑料		・Sampah plastik non-PVC		
ナイロン製ロープ	PPバンド	ポリ容器(中身無し)	緩衝材	 投入NG 混廃or再分別 ・木くず、紙くずの 付着があるもの ・塩素分を含む物 ・塗料、シーリング、 接着剤等で、 固化 されていないもの (液体状のものは×) ガラ袋まま投入禁止
ポリエチレンパッカー材	杭頭養生管	CD・PF管(中身無し)	ポリエチレンシート	
プラダンボール(養生材)	養生テープ(紙テープ除く)	ビニールシート	使用済みガラ袋・土嚢袋	
プラ製筒札	シーリング容器等	スペーサー	保護材(合成ゴム)	
				 

参考 図 2 1 廃プラの塩ビ系・非塩ビ系識別に関する注意 (例)

□ 建設現場向けの現場分別ポスター等を掲示します。



別紙-建設副産物現場分別品目区分表(案)

分別品目名	名称(仮称)	分別ステージ						具体的な品目例	留意事項等
		5	4	3	2	1	0		
①がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリート全般	○	○	○	○	○	○	下記品目を含む特定資材廃棄物のコンクリート塊全般	
	コンがら(金属類混入)	○						鉄筋コンクリート	
	コンがら(異物付着)	○						コンクリート塊、鉄筋コンクリート	汚れた土砂、有機性の付着物がある
	コンクリート塊(30cm以上)	○						コンクリート塊	汚れ、異物付着等がない(コンクリートのみ)
	コンクリート塊(30cm未満)	○						コンクリート塊	汚れ、異物付着等がない(コンクリートのみ)
	コンクリート2次製品	○						コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロック	コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物
	アスファルト塊	○	○	○	○	○	○	アスファルト塊	アスコンがら
	コンクリート系広域認定品	○	○	○	○			ALC	
②がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき類	○						石材が廃棄物となったもの、セメント瓦	
③ガラスくず	ガラスくず系広域認定品	○	○	○	○			グラスウール材、岩綿吸音板、ロックウール材	汚れ、異物付着・混入がない 品目別、メーカー別に分別
	グラスウール等全般	○						グラスウール材、ロックウール材	広域認定製品以外
	その他ガラスくず等	○							残渣物で埋戻し(最終処分)
④廃プラスチック類 (塩ビ管含む)	廃プラ系全般	—	○	○				下記品目を含む廃プラ全般	
	廃プラ系(有価物)	○	○	○				PPバンド、ビニールシート、空スプール	汚れ、異物付着・混入無いこと。品目別に分別。
	塩ビ系(汚れあり)	○	○					壁クロス、長尺シート	汚れ、異物付着・混入有り
	非塩ビ系(汚れあり)	○	○					PPバンド、ビニールシート、空スプール	
	塩ビ系(汚れなし)	○	○					壁クロス、長尺シート	汚れ、異物付着・混入無し
	硬質非塩ビ系(汚れなし)	○						ビニールシート、空スプール	
	軟質非塩ビ系(汚れなし)	○							
	非塩ビ系(汚れなし)	—	○					壁クロス、長尺シート	硬質 軟質
	発泡ウレタン・スチロール	○	○					発泡ウレタン、発泡スチロール	汚れ、異物付着・混入無し
	タイルカーペット	○	○					タイルカーペット	規格のサイズで、汚れ付着物のない物
	プラ系広域認定製品	○	○	○	○			床材	
	塩ビ管全般	○	○					下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般	
	標準色塩ビ管(汚れなし)	○	○	○				標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。標準色塩ビ管。有価物となる場合あり。
	色もの塩ビ管(汚れなし)	○	○					色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。色もの塩ビ管。
⑤金属くず	金属くず全般	○	○	○				下記品目を含む金属くず全般	
	鉄くず(汚れなし)	○	○	○				鉄筋、H鋼	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
	非鉄くず(汚れなし)	○	○	○				アルミ、ステンレス、銅	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
	電線くず	○	○	○				電線くず	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
⑥紙くず	マテリアル用ダンボール	○	○	○				ダンボール	折りたたみ、雨水等に濡れないこと。有価物となる場合あり。 (例:セメント袋、芯材)
	ダンボール(汚れあり)	○	○					汚れや異物混入があるダンボール	折りたたむこと。水濡れを含む。
	紙くず(マテリアル用)	○	○	○				セメント袋、紙製のガムテープ等の芯	ラミネート加工されている紙は不可。雨水等に濡れないこと。
	紙くず(サーマル用)	○	○					ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙	
⑦木くず	木くず全般	—	—	○	○	○	○	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。
	木くず系広域認定品	○	○	○	○			パーティクルボード、合板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。品目別に分別。
	柱・梁(汚れなし)	○	○	○				柱、梁	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。
	木くず(汚れなし)	○	○					パーティクルボード、合板、繊維板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。
	木くず(汚れあり)	○	○					ペンキ付着物	金属等の異物を含まないこと。
	伐木・伐根	○	○	○				伐木、伐根	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。
⑧繊維くず	繊維くず	○	○					畳(スタイロ畳除く)	
⑨石膏ボード	石膏ボード全般	○	○	○	○	○		下記品目を含む廃石膏ボード全般	
	石膏ボード広域認定製品	○	○	○	○				
	石膏ボード(珪素等混入)	○							珪素、ガドミウム混入物
	石膏ボード(汚れなし)	○						廃石膏ボード	原型を保ち、汚れ、異物付着の少ないモノ
	石膏ボード(汚れあり)	○						廃石膏ボード	原型を保ち、汚れ、異物付着、複合有り
⑩アスベスト含有建材	アスベスト含有建材	○	○	○	○	○	○	アスベスト含有建材(石綿含有産業廃棄物)	
⑪複合建材	複合建材(サーマル用)	○	○	○					可燃性複合建材。再生不可
	複合建材(マテリアル用)	○	○	○					品目別に分別。再生可能
⑫可燃性混合廃棄物	可燃性混合廃棄物	○	○	○				可燃性の混合廃棄物全般	
⑬不燃性廃棄物	不燃性混合廃棄物	○	○	○				不燃性の混合廃棄物全般	
⑭混合廃棄物	混合廃棄物	—	—	—	○	○	○	混合廃棄物全般	
⑮危険物・有害物	危険物・有害物	○	○	○	○	○	○	PCB、CCA処理木材、廃石綿	特別管理産業廃棄物は政令で定める収集、処分に従う。